公　　示

次のとおり公示します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和６年２月２８日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　小林　幹男

１　公示の概要等

(1) 公示の目的等

河川法第９９条に基づき、地域防災力向上業務（滝川河川事務所）の委託に関し、委託先を選定することを目的とする。

なお、委託先の対象は、河川法施行規則第３７条の６に基づき河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

(2) 業務名及び業務の概要

業務名　地域防災力向上業務（滝川河川事務所）

本作業は、滝川地区地域防災施設（川の科学館）において防災に関する啓蒙や河川環境に関する啓発などを行い、地域防災力向上などを目指すものである。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和６年１２月６日まで

(4) 本業務の受託を希望する者は、下記２に掲げる委託先の資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料を元に採点による資格審査等を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす受託希望者の中から１者を選定し委託する。

(7) 委託費は実費相当額とし、上記(5)の選定後に発注者の積算した委託料の限度額をもって委託先に選定された受託希望者と協議を行い、協議成立後に契約書を締結するものとする。

２　委託先の資格要件

委託先の対象となる者は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 本業務を行う河川の区間・施設について指定された河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 令和４・５・６年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有

資格者が「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。)。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(5) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(上記(4)の書類を提出した者を除く。)でないこと。

(7) 申請資料の受領期限の日から契約締結の日までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成１３年１２月１８日付北開局会第６１１号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和６０年４月１日北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　手続き等

(1) 担当部局

〒060-8506　札幌市中央区北２条西１９丁目
北海道開発局　札幌開発建設部　契約企画課　調達スタッフ
電話011-611-0269　電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和６年２月２８日から令和６年３月１１日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分まで。(ただし、最終日は午前１２時００分までとする。)

イ　交付場所

(ｱ)北海道開発局　札幌開発建設部　契約企画課　調達スタッフ
電話011-611-0269　電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(ｲ)北海道開発局　札幌開発建設部　滝川河川事務所　総務課
電話0125-75-2211

ウ　交付方法

交付場所において直接交付する。

(3) 申請書類の提出期限、場所及び方法

令和６年３月１１日午前１２時００分　上記(1)に同じ。　持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（送達記録のあるものに限る。）又はＦＡＸ（着信を確認すること。）によ

ること。

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口　　３(1)に同じ。

(3) 本業務に係る契約の締結は、令和６年４月９日を予定しているが、予算成立が４月９日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

(4) その他の詳細は説明書による。